

平成24年10月24日

平成24年

第10回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成24年第10回教育委員会定例会会議録

平成 24 年 10 月 24 日午後 2 時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

藤 崎 雄 三	委 員	委員長
横 川 敏 男	委 員	委員長職務代理者
鈴 木 清 子	委 員	
尾 形 威	委 員	
芳 賀 淳	委 員	
清 水 繁	委 員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金 子 武 史
教育地域力・スポーツ推進担当部長（教育総務部副参事（国体担当）事務取扱）	赤 松 郁 夫
参事（調整担当）	佐 藤 一 義
教育総務課長	青 木 重 樹
施設担当課長	中 山 順 博
教育事務改善担当課長	室 内 正 男
学務課長（私学行政担当課長兼務）	水 井 靖
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小 黒 仁 史
副参事	菅 野 哲 郎
教育センター所長	菅 三 男
社会教育課長	木 田 早 苗
大田図書館長	山 本 成 俊

計 13 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 10 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 藤 崎 雄 三

○委員長

ただいまから、平成24年第10回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

次に、会議録署名委員に横川委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

大田区職員措置請求に関する大田区監査委員の決定が出たので報告する。後ほど青木課長から詳しく説明があると思うが、私から概略を説明する。

去る9月28日、教育長ほか1名に対して、平成23年11月2日の校長会における育鵬社の教科書編集の趣旨についての30分の講話、10月26日の授業改善セミナーにおける使用教科書の特徴と使い方の中での歴史的公民的分野の教科書に関する講話、この二つの講話に関して、講師の伊藤氏に支出された3万円について、不必要な予算の執行であり区に損害を与えたため、弁償して区の歳入に戻せという趣旨の請求があった。

これについては、大田区教育委員会で適正に採択された教科書について、その教科書の活用についての有益な知識、情報を提供するための会議に、しかるべく見識を持った方を講師として呼ぶことにしたもので、教育委員会の任務を研修の場で具体的に果たしているものである。また、支出については会計事務規則に基づき、予算の範囲内で適法に支出しているもので、結果として校長、教員等の教科書の使用に関して理解が深まったという効果もあり、全く問題のないものである。当方は、今回の監査の結果を、却下あるいは理由がないというどちらかの判断だろうと思っていたところ、10月18日に、職員措置請求については住民監査請求の要件を欠いていると認められるため、監査を実施しないという門前払いの判断が出たということで、当方の考え方が認められたと思っているところである。

○委員長

ただいまの教育長の報告について、この後に細かい説明があるかと思うが、何か質問や意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、ただいまの報告について、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

それでは、承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○ 委員長

部課長の説明を求める。

○ 教育総務課長

資料) 大田区職員措置請求について

ただいま教育長から説明があった大田区職員措置請求書に対する監査委員の回答があったため報告する。

請求の要旨は、1点目として、特定の教科書の説明会を行うにあたり伊藤氏は講師として適任ではない、2点目として、特定の教科書を客観的な根拠なしに称揚するような資料を中学校長会の場で配布したことは不適切である、3点目として、講師を雇わずに区の教育委員会の職員が講師を務めてもよかったのではないかと、ということで、これらの観点から、伊藤氏に対する支出は大田区にとって損害であり、不当な支出に当たるといえるものである。

この3点をもとに、清水教育長ほか1名は、支払われた謝礼について大田区に対して弁償せよ、育鵬社教科書編集の趣旨説明会の開催が不要であり、不当であったことを公示せよ、この会合で配付された資料を回収せよという、3つの措置を求めて、大田区監査委員に措置請求書を出したものである。

大田区監査委員の回答は、住民監査請求自体が特定の財務会計上の行為についての違法性あるいは不当性を、具体的かつ客観的に摘示することが必要であるが、この請求人の主張は主観的見解を述べているにすぎず、財務会計上の行為である謝礼支出の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められないので、不適法な請求として、監査委員としては監査を実施しないというものである。

○ 委員長

ただいまの報告について意見、質問等はあるか。

(「なし」との声あり)

○ 委員長

それでは、ただいまの報告について、承認してもよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 社会教育課長

資料1) スポーツ健康都市宣言記念事業 第29回大田区区民スポーツまつり 実績報告書(平成24年度)

資料2) スポーツ健康都市宣言記念事業 第1回OTAウォーキングについて

私から2点報告する。1点目は、10月8日、体育の日に実施した「スポーツ健康都市宣言記念事業 第29回大田区区民スポーツまつり」の実施結果についてである。前日に雨が降り天候が心配されたが、当日はとてもよい天気で61のイベントは全て実施できた。総参加者数は1万6,012人であった。去年は1万3,761人だったので、2,251人の増であった。また、新しい大田区総合体育館でもドッジボール大会&クリニック、障害者も一緒に楽しめる球入れ競技などが行われた。また、体育館では健康づくりのイベント等も行われ、多くの方で賑わった。

宣言記念事業ということで、本日皆様にも配布した宣言記念クリアーファイルを参加者の皆様にお配りした。委員の皆様におかれても、開会式への出席、視察などをしていただき、御礼申し上げます。大きな事故もなく、無事終了したことを報告する。

2点目は、「スポーツ健康都市宣言記念事業 第1回OTAウォーキング」についてである。区は区民がスポーツを通じて健康で豊かに暮らし、まちが賑わいと活力を増していくことを願い、6月30日にスポーツ健康都市宣言を行った。この宣言を記念するとともに、一番身近な運動であるウォーキングを、区民の皆様の健康や体力づくりのきっかけになればということで実施する。

日時は11月18日(日)、午前9時からである。集合場所は洗足池公園で、三つのコースを考えている。洗足池をぐるりと周回する2kmのコース、池上本門寺までの4kmのコース、そして、区役所本庁舎までの7kmのコースである。できるだけ多くの区民の方に御参加いただきたいと思っている。当日は開会セレモニーを実施し、スポーツ健康都市宣言文の読み上げなども行いたいと思っている。

また、東京都のオリンピック招致委員会にお願いし、オリンピック出場者のどなたかにも参加していただく予定である。また、完歩された方には、記念のスポーツタオルなどを差し上げる予定である。

あわせてオリンピック、パラリンピック東京招致のPRも行われる予定であり、PRのスピーチなども拝聴したいと考えている。

○ 委員長

ただいまの報告について意見、質問等はあるか。

私から、第1回OTAウォーキングについてだが、この募集はどのような形で行うのか。

○ 社会教育課長

当日、直接会場にお越しいただく形で実施する。

○ 委員長

告知は既にされているか。

○ 社会教育課長

ホームページと区報で考えている。

○ 委員長

ほかに何かあるか。

(「なし」との声あり)

○ 委員長

ただいまの報告について、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

それでは、承認する。

日程第3 「議案審議」

○ 委員長

第29号議案について、事務局の説明を求める。

○ 教育総務課長

第29議案 平成24年度 第三次補正予算要求原案について説明する。

この第三次補正予算の提案理由は、特別支援学級の整備及び就園奨励費の補助金等の補正を行うためである。

1つ目は、六郷中学校の特別支援学級開設に伴う改修工事で、1,665万円を補正する。また、同時に備品消耗品等の購入費に充てるため、327万4千円の経費を計上する。

続いて、国の幼稚園就園奨励費の改定により、ある所得階層の方が1万2400円を減額されたので、その減額分を都と区で補填するために、都と区の合算額3,320万5千円を補正計上するものだが、そのうち区は1/3を補助することになっている。

続いて、郷土博物館と大森海苔のふるさと館について、電気料金値上げに伴う光熱水費増額のための補正予算の計上で、それぞれ106万2千円と51万8千円を計上する。

歳入については、前述の幼稚園就園奨励費の補助金で、都の補助金を区で受けてこれを支払うので、2/3に当たる2,222万5千円を歳入として補正計上する。

○ 委員長

第29号議案について、質問や意見等はあるか。

○ 芳賀委員

予算の枠組みに関することだが、郷土博物館と大森海苔のふるさと館については、教育委員会の管理下にある建物なので電気代の予算措置がされているが、学校の校舎などの電気代については、値上げ分の予算は別に措置されているのか。

○ 教育総務課長

学校については教育総務課で支出をしている。郷土博物館と大森海苔のふるさと館については、大田図書館の附属施設で別途に光熱費の管理をしているので、別途計上させていただいた。

○ 芳賀委員

教育総務費から支出しているということだが、特に補正予算を組む必要がなく、予算としては足りているという意味でよろしいか。

○ 教育総務課長

そのとおりである。

○ 芳賀委員

了解した。

○ 委員長

ほかに何かあるか。

(「なし」との声あり)

○ 委員長

第29号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

第29号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成24年第10回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時16分閉会)